

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第 84 号 西大泉五丁目緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成 27 年 12 月）では、本計画地のある西大泉五丁目を含む第 5 地域は、地域に生産緑地や樹林地など民有地のみどりは多くあるが、地域全体の緑被率は減少している。今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和 5 年度改定）（令和 6 年 3 月）では、暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりを進めることとしている

西大泉五丁目緑地は、地域の景観の形成や防災機能の向上のため、平成 23 年に約 1.4 ヘクタールの都市計画緑地として追加され、その後、平成 26 年に隣接する約 0.04 ヘクタールの区域について、西大泉五丁目緑地の区域を拡張する都市計画変更を行った。今回、改めて当該緑地の測量を行った結果、緑地面積の錯誤が判明した。

こうしたことから、緑地面積約 1.4 ヘクタールを約 1.5 ヘクタールに変更する都市計画変更を行うものである。